平成26.12.10 学 府 長 裁 定

(趣旨)

第1条 群馬大学大学院理工学府における理工学府長(以下「学府長」という。)適任者 の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選 考)

- 第2条 学府長適任者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 学府長の任期が満了するとき。
 - (2) 学府長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 学府長が欠員となったとき。
- 2 選考は、投票によるものとする。

(選考の時期)

第3条 学府長適任者の選考は、前条第1号に該当する場合は任期満了日の1月以前に、 同条第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行う。

(選考管理委員会)

- 第4条 学府教授会は、選考に関する事務を管理するため、選考管理委員会を置く。
- 2 選考管理委員は、学府教授会構成員の互選による者3人とする。

(学府長適任者の資格)

第5条 学府長適任者の資格は、理工学府の主担当を命ぜられた教授とする。ただし、学府長の任期を満了し得ないことが明らかである者は学府長適任者の資格を有しない。

(投票日等の公示)

- 第6条 選考管理委員会は、次の各号に掲げる事項を選考期日の14日前までに公示する。
 - (1) 投票日及び時間
 - (2) 投票場所

(投票資格者)

第7条 投票資格者は、理工学府の主担当を命ぜられた教授、准教授、講師及び助教で、 投票日に在籍する者とする。

(投票)

- 第8条 投票は単記無記名とし、選考管理委員会が定めた投票用紙により行う。
- 2 投票資格者が、投票日にやむを得ない理由により投票ができない場合は、選考管理委員会の定めるところにより、不在者投票を行うことができる。
- 3 代理投票は、認めない。
- 4 第1項の投票用紙以外のものは、無効とする。

(開票)

- 第9条 開票は、投票締切後に選考管理委員会が定めた開票所において行う。
- 2 学府長適任者は、有効投票(白票を含む。)を得た者の上位3人とする。
- 3 得票同数のときの順位は、学府教授会において決定する。

4 選考管理委員会は、開票の結果を学府教授会に報告する。 (学府長適任者の決定)

第10条 学府長適任者は、学府教授会の議を経て学府長が決定する。

附則

この取扱いは、平成26年12月10日から施行する。